

警報発表時等における対応について

考查時

テレビやインターネット等の気象情報や、学校からのメールに注意しましょう

1 登校する以前に「警報」が発表された場合

● I 部（月～木）

- ① 8：00までに解除された場合
→ 平常通りの考查を行います。
- ② 8：00を過ぎて、10：00までに解除された場合
→ 3・4限（13：00）から考查を開始します。
- ③ 11：00を過ぎてても解除されていない場合
→ 当日の考查は中止し、臨時休校とします。

● II 部・III 部（月～木）

- ① 8：00までに解除された場合
→ 平常通りの考查を行います。
- ② 8：00を過ぎて、12：00までに解除された場合
→ 7・8限（15：20）から考查を開始します。
- ③ 12：00を過ぎてても解除されていない場合
→ 当日の考查は中止し、臨時休校とします。

● I II III 部（金曜日）

- ① 8：00までに解除された場合
→ 平常通りの考查を行います。
- ② 8：00を過ぎてても解除されていない場合
→ 当日の考查は中止し、臨時休校とします。

2 警報の地域

- 1) 「土岐市・多治見市・瑞浪市」のいずれかに警報の発表があれば、全生徒を対象とします。
- 2) 他の市町村（可児市・中津川市・恵那市等）の場合は、警報が発表されている地域に住んでいる生徒、および通学時にその地域を通過する生徒のみを対象とします。

3 警報は発表されていないが、危険が予想される場合

局所豪雨などの気象急変が予想される場合、道路の冠水・河川の増水などで危険な場合、交通機関の停止、自宅に被害がある場合は、無理して登校せず、自宅または安全な場所で待機してください。その際は、必ず学校に連絡してください。

4 下校と帰宅連絡

登校後に警報が発表された場合は、学校待機が原則です。解除後に下校となります。この場合は、帰宅後に必ず学校に帰宅連絡（メールアンケートへの回答や電話等）をしてください。